

明石市立播陽稚園ほか2 1園消防用設備設置修繕

仕 様 書

令和5年1 1月

明石市こども局こども育成室施設担当

I 一般事項

- (1) 目的：本事業は、明石市播陽幼稚園ほか21園について、幼稚園型認定こども園移行に伴う消防用設備の改修をしようとするものである。
- (2) 名称：明石市立播陽稚園ほか21園消防用設備設置修繕
- (3) 場所：明石市中崎1丁目4番10号（明石市立播陽幼稚園内）ほか
- (4) 工事種別：修繕
- (5) 工事期間：契約日の翌日～2024年（令和6年）3月22日
- (6) 工事内容：①消防用設備設置修繕
②上記に伴う申請書類作成、設置等
- (7) 支払条件：完成後一括払い
- (8) 事前調査等：事前調査が必要な場合は、各幼稚園長に電話連絡の上、入札書提出日前日までに行うこと。
- (9) その他
 - ・設置場所は原則として職員室内とする。但し、山手幼稚園の設置場所については別途協議とすること。
 - ・明石市は、仕様書等に適合しない場合等には、修補等の対応を請求することができる。
 - ・詳細については、市の担当者に照会のこと。また指示に従うこと。

II 工事仕様

1. 各工事共通

- (1) 総則
 - ① 関係法規、条例及び規則等を遵守し、必要に応じて届出や手続きを遅滞なく請負者が代行し、必要とする費用（手続き費、手数料等）はすべて請負者の負担とすること。
 - ② 本工事施工にあたって災害防止に努めること。
 - ③ 工事完成から引渡しまでの試験運転及び各試験等の費用等はすべて請負者の負担とすること。
- (2) 安全対策等
 - ① 施工期間中を通して幼稚園が使用を継続することから、園児の往来の安全を確保すること。
 - ② 工事現場内は清掃を行い、小学校及び幼稚園の利用者等に不快感を与えないように努めること。
 - ③ 原則として、日曜日、祝日及び夜間の作業は行わないものとする。
 - ⑤ 工事現場への車両の出入り時間や台数等の安全対策、騒音を伴う作業の実施日時等の施工計画について、着手前に各幼稚園長及びこども育成室との間で十分に協議を行うこと。なお、曜日、時間及び車両台数の制約が相当かかることを想定すること。
 - ⑥ 事故及び苦情が発生した場合には速やかに対応し、処置内容を記録し、明石市こども育成室まで連絡すること。
- (3) 書類

着工届等の提出書類については、明石市こども育成室の指示によること。

(4) 特記項目

- ① 本修繕は災害・危険防止等に最前の注意を払い万全の体制で施工すること。
- ② 敷地内（工事エリアも含む）は全面禁煙とする。
- ④ 修繕着工前に敷地内外の撮影を行い、完了時に現状復旧が完全に行われているか確認すること。
- ⑤ 現場に出入りする車両は道路等の美化推進に努め、万一汚した場合には速やかに清掃すること。
- ⑥ 本工事は安全対策のほか、騒音・粉じん対策を十分に行うこと。
- ⑦ 契約後、施設利用法人との調整により修繕内容に変更が生じる場合は、本市担当者との協議のうえ、対応を決定すること。
- ⑧ 各使用製品等については、別紙参考品と同等品以上のものとする。

2. 各工事について

別紙「修繕内訳書」参照